

大宜味村農業委員会だより (10月号)



第 16 期第 36 回農業委員会総会結果 開催日：8 月 25 日			
番号	議案	件数	可決数
90	農業経営基盤促進法に基づく農地利用集積計画の承認について	7	7

**10 月の各種申請締切は
12 日(月) です。**

先月の申請地域
白浜・田港・謝名城



白浜



田港



謝名城

こうした農地ありませんか？

- 正規の手続きを取らず、口約束だけで貸して（借りて）いる農地
 - 正規の手続きをしているのかも分からないまま誰かに使われている自分の農地
 - 親戚・知人に信頼だけで貸して（借りて）いる農地
- こういった農業委員会をおさない農地の貸し借りは「ヤミ耕作」といいます。

ヤミ耕作を続けるとこういった問題が・・・

農地を貸している側は

- 農地を返してもらう際に離作料を請求される場合がある。
- 相続が発生した際に、契約が無効になってしまう場合がある。
- 相続が発生した際に、誰に貸しているのか分からなくなってしまう場合がある。

農地を借りている方は

- 突然地主から農地を返してくれと言われる場合がある。
- 相続が発生した際、誰から借りているのか分からなくなる場合がある

農地の賃借権の時効取得をご存知ですか？

農地の賃借権の時効取得とは、正規の手続きをせずに 20 年以上にわたって農地の貸し借りが行われていた場合、民法第 163 条（所有権以外の財産権の取得時効）により、賃借権を賃借人が取得することがあります。その場合、いざ農地を売ったり、貸したりするときには、賃借人の同意が必要になったり、離作料を請求される場合があります。裁判になると膨大な裁判費用がかかったり貴重な時間を費やすことになり、地主・賃借人双方にとって相当な負担を強いられることとなります。

そのようなトラブルを防ぐため、農地の貸し借りは農業委員会をおして以下の手続きを行いましょう。

利用権設定（農業経営基盤強化促進法）

農業経営基盤強化促進法による「利用権設定」であれば、貸した農地は設定した期間が終了すれば、貸人である農地所有者に返ってくるため、安心して農地の貸し借りができます。

農業委員会が、農家や農地所有者等の農地貸借の意向をもとに農用地利用集積計画を作成し、農業委員会総会で決定後、市町村が公告します。

農地法第 3 条の許可

農地法第 3 条に基づく賃借権の設定は、賃借権の場合、期間満了前の一定の時期に所有者が解約の意向を伝えない場合は自動的に期間が更新されます。

所有者が契約の解約をする場合は、賃料の不払いや耕作放棄等の事由がない限り認められません。（借主の耕作権が保護されています）

農業者年金は若い農家ほど大きなメリットがあります!!

★農業の担い手には保険料の国庫補助あり!!

保険料 2 万円の負担が困難な場合には国庫補助の仕組みがあります。

保険料の国庫補助を受けるには、**国民年金第 1 号被保険者（納付免除者は除く）**であり、次の 3 つの要件をすべて満たすことが必要です。



- ① 60 歳までに保険料納付期間等が 20 年以上見込まれる（つまり 39 歳までに加入すること）
- ② 農業所得（配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等）が 900 円万以下
- ③ 認定農業者で青色申告者等、下表の要件に当てはまるもの。

表 保険料の国庫補助対象と補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35 歳未満	35 歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
3	区分 1 又は 2 の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は後継者	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3 年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000 円 (3 割)	4,000 円 (2 割)
5	35 歳まで（25 歳未満の場合は 10 年以内）に区分 1 の者となることを約束した後継者	6,000 円 (3 割)	—

◎保険料の国庫補助を受ける期間の保険料と、国庫補助の合計額は 2 万円で固定されます。

◎加入者が負担する保険料は、2 万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

お問い合わせ先 JAおきなわ大宜味支店 金融課 農業者年金 担当 ☎ 0980-44-3133

令和 2 年度 シークワーサーイベントを開催しました 《シークワーサー産地振興協議会より》

令和 2 年 9 月 22 日（火）道の駅おおぎみやんばるの森ビジターセンターにおいて「シークワーサーの日」のイベントが行われました。会場では、シークワーサージュースの試飲や中学生が開発した「いぎみだし」をそうめんにつけての試食や、シークワーサー果実の詰め放題等が行われました。



大宜味村農業者経営体力再生事業<堆肥（みのり）・農薬>補助のお知らせ 《産業振興課より》

補助内容：(1) 花卉農家：50%補助(購入費上限補助額 6 万円)一枚 5,000 円×12 枚

(2) 花卉農家以外：50%補助(購入費上限補助額 3 万円)一枚 5,000 円×6 枚

補助対象者：(1) 大宜味村在住で農業を営んでいる方。

(2) 令和元年分の申告をしており、農業収入がある。

補助申請受付期間：令和 2 年 10 月 5 日～令和 3 年 1 月 15 日

※詳細につきましては、各世帯に配布しているチラシ及び大宜味村 HP をご確認ください。

お問い合わせ先 産業振興課農政係 ☎ 0980-44-3232

新型コロナの影響を受けた農業経営者を支援します!

